

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給水加熱器ドレンポンプ（A）の点検において、羽根車（2段目）に貫通孔が認められたため、当該部を修理	G III	
2	1号機	制御棒駆動水圧系供給流量データ伝送用計器の点検において、端子台（+側）の信号ケーブルに損傷が認められたため、当該ケーブルを修理	G III	
3	1号機	原子炉建屋及び廃棄物処理建屋内のページング装置に短絡発生による使用不能が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
4	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（11本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付	G III	
5	2号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ室（A）出入口扉取っ手の固着による開操作不能が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
6	2号機	運用補助共用施設内防災複合盤（2号機設備用）の遠方監視用モニタ装置のカメラに動作不良が認められたため、当該カメラを点検・修理	G III	
7	3号機	サービス建屋換気空調系の管理区域内放射化学分析室排気ファン用出口ダンパに閉操作困難（ダンパ機構止め具の外れによる）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	G III	
8	4号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ出口弁に閉動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
9	4号機	高圧注水系の定例試験（電動弁手動開閉試験及びポンプ手動起動試験）において、同系タービン入口側ドレンポット水位高を示す警報が発生したため、同系ドレン排水装置廻りを点検・修理	G III	
10	5号機	原子炉格納容器酸素分析計用サンプリングポンプ（B）に原因不明の停止事象が認められたため、当該ポンプを点検・修理	G III	
11	5号機	中央制御室換気空調系空調機ファン駆動用ベルトに弛みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	G III	
12	6号機	補助ボイラ用給水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、基礎固定用ボルト穴のねじ山に変形が認められたため、当該ボルト穴を修理及びボルトを交換	G III	
13	6号機	主蒸気隔離弁室の空調機用結露水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
14	集中環境施設	保安検査官による定例パトロールにおいて、常設物（脚立等）に「常設物品表示札」がないとの指摘を受けたため、対応検討（保安検査官気付き事項）	G II	
15	その他	使用済燃料共用プール冷却浄化系ポンプ（A）のメカニカルシール部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	